



TRANSCONTAINER LIMITED

Sumitomo Fudosan Shinagawa Bld.14F 4-10-27 Higashi-shinagawa, Shinagawa-ku, Tokyo 140-0002 JAPAN

平成 28 年 1 月
(一部編集 2024/06)

お客様各位

名古屋港 消防法該当貨物の管理強化についてのお願い

拝啓、貴社益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。また平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2016 年 1 月より名古屋港全コンテナヤードに於いて、消防法該当貨物の管理が強化されております。これに伴い、お客様より、名古屋港から当該貨物の船積み予約を頂く際、下記項目について確認させていただきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬具

記

I 適用開始：2016 年 1 月 1 日より

II 対象：名古屋港積みの全航路の混載貨物

III ブッキング時の確認事項

1 消防法危険物

- ① 類別（たとえば、「第 3 類」や「第 4 類」など）
- ② 品名（たとえば、「第一石油類」や「アルコール類」など）
 - ・ 類別が「第 4 類」で品名が「石油類」の場合は、性質（非水溶性液体か、水溶性液体）をご連絡下さい。
- ③ 数量（たとえば、「**キログラム(重量単位)」や「**リットル or **ミリリットル(体積単位)」など）
 - ・ 類別が「第 4 類」の場合は、体積単位(リットル、ミリリットルなど)でご連絡下さい。
- ④ 個数（たとえば、「**パレット」や「**パッケージ」など）
 - ・ 同一のブッキングに、複数の荷扱い単位(たとえば、2 パレットなど)がある場合は、その個数をご連絡下さい。

2 消防法指定可燃物

- ① 可燃性固体類、合成樹脂類など
 - ・ 合成樹脂類の場合、発泡させたものか、その他のものかをご連絡下さい。

IV その他

- 1 和文の SDS(Safety Data Sheet)を提出願います。
- 2 本船の動静により、当該貨物のコンテナヤードへの搬入時刻が変更となり、これに伴い CFS への搬入についても日時が変更されることがございますので、搬入日は、都度ご確認頂きますようお願い申し上げます。

ご不明な点ございましたらお気軽に弊社営業担当へお問い合わせ願います。

以上